

アナログ規制の点検・見直し状況

令和6年3月

下関市

1 アナログ規制の見直しについて

背景

近年の技術の高度化と利活用の進展により、生活の在り方が大きく変化しているが、行政や社会、産業デジタルの基本的な構造を形作る法制度やルールが多くは、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としており、デジタル化の妨げになっている一面がある。

国では、国民がデジタル社会の恩恵を一層実感できるよう、アナログ的な手法を定めている法令等の点検・見直しを行っている。



地方公共団体においては、国のアナログ規制見直しに準じた施策を講じることが、努力義務とされ、本市においても国のマニュアルに基づき、点検・見直しを行うこととした。

○デジタル手続法第16条第2項

地方公共団体は、国が（中略）講ずる施策に準じて、条例又は規則に基づく手続き並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、**必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**

2 点検・見直しの対象

本市で定める条例等(条例、規則、告示、訓令、規定)の規定、約1,060を対象とした。
また、国が定める「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」に従い、以下の代表的なアナログ規制である7項目を対象とした。

規制項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判断すること(検査・点検)や、実態・動向などを目視によって明確化すること(調査)、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること(巡視・見張り)を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること(第三者検査・自主検査)や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること(調査・測定)を求めている規制
常駐・専任規制	(物理的に)常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること(1人1現場の紐付け等)を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

3 洗い出し状況と見直しの観点

○アナログ規制点検対象 414件

・うち、国の法令等による規制(国規制) 234件 ⇒ 国の見直しに従い対応

・うち、市の条例等による規制(市規制) 180件 ⇒ 市で見直しを検討

<規制別洗い出し状況>

規制区分	総件数	うち国規制	うち市規制
目視	70	22	48
実地監査	2		2
定期検査・点検	15	2	13
常駐・専任	169	167	2
対面講習	4	2	2
書面掲示	127	30	97
往訪閲覧・縦覧	27	11	16
合計	414	234	180

<市規制の見直しの観点>

規制区分	見直しの考え方
目視	人が現場まで行っての確認を求めているが、遠隔監視やAI等の活用により、現場に行かず検査・点検・調査等を行えるようにして、時間の短縮や安全性の向上を図る。
実地監査	
定期検査・点検	一定期間ごとに点検を一律求めているが、遠隔監視システム等の活用により、検査周期や検査手法の見直しを可能にして、安全性と効率性の向上を図る。
常駐・専任	一人が複数の事業所を兼務することができず、人手不足が進む分野においても、専門的な人材を数多く配置しなければならないが、遠隔技術等の活用により、複数事業所の兼任を可能にして、人手不足の解消を図る。
対面講習	講習会場への来訪を求めているが、オンライン講習等の活用により、どこでも受講を可能にして、利便性の向上を図る。
書面掲示	営業時間や開庁時間内に施設や庁舎等への来訪が必要であるが、ホームページ等でも閲覧できるようにすることで、いつでもどこでも、必要な情報の確認を可能にして、利便性の向上を図る。
往訪閲覧・縦覧	

4 見直し方針と今後の対応

規制分類	総件数	うち(1)見直し	うち(2)継続検討	うち(3)現状維持	うちデジタル対応済
目視	48	1	25	21	1
実地監査	2		1	1	
定期検査・点検	13		8	5	
常駐・専任	2		1		1
対面講習	2	1		1	
書面掲示	97	11	33	8	45
往訪閲覧・縦覧	16	1	8	1	6
合計	180	14	76	37	53

(1) 見直し

14件

現場の実態等を踏まえ、見直し内容を精査しつつ、所管部局において着実に見直しを行う。

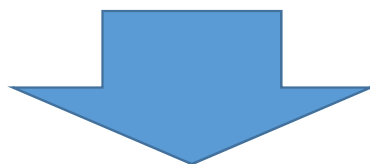
4 見直し方針と今後の対応

(2) 継続検討 76件

国等の動向を注視しつつ、所管部局において検討を継続する。

(3) 現状維持（アナログ維持） 37件

現地に赴いてはじめて実効性を担保できるもの（指導、監督等）であるため、アナログを維持する。



国の動向や技術の進展等を踏まえ、毎年度フォローアップを行う。